

## 奨学金について

奨学金の申請にあたっては、以下の点に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

1. 奨学財団等が奨学金を貸与または給付してくださるのには、それぞれの奨学財団等に意図と目的とがあるからです。したがって、奨学金を申請しようとする申請者(生徒)、保護者等とともに、貸与・給付額のみを目を向けるのではなく、それぞれの財団等の意図や目的を十分に理解したうえで、申請の条件に合致するかどうかを判断してください。

また、申請する場合には、申請者(生徒)自身が相当の覚悟と責任を持って臨んでください。課題や小論文等の提出が求められている場合においても、申請者(生徒)自身が熟考し、誤字脱字や文章のねじれ等の不具合がないよう細心の注意を払って清書するようにしてください。また、貸与・給付決定後においても、各財団等が求める義務・遵守事項を守ってください。

奨学金の申請にあたっては、その多くに学校長の推薦が必要になります。申請者(生徒)は、奨学金の貸与・給付には学校長が申請者(生徒)の学業成績や人間性などを認めただうえで推薦をしていることを認識し、充実した高校生活が送れるよう励むとともに、不適切な行為がないようにしてください。

2. 〈貸与〉とはお金を借りることで、返済の義務があります。返済する時のことを考え合わせただうえで申請してください。〈給付〉とはお金をいただくことであり、返済の義務はありません。

3. 「3年生3月まで」とは、在学する高校の正規の最短修業年限のことで、本校の場合は

入学後3年です。

4. 奨学金申請には、①校内で申請したい旨を申し出る期限、②校内で申請に必要な書類等を提出する期限を設けます。校内で書類等の提出が済んでから、誤字脱字や文章の不具合、不備な点の点検等をします。これらがあった場合は訂正を求めます。訂正後に校内で会議をし、学校長の決裁を得てはじめて当該財団等へ申請書類が提出できます。以上をふまえて、校内での申請の申し出、書類等の提出には相当の余裕を持って対処し、期限を守ってください。
5. 書類は黒のボールペンまたは万年筆で清書してください。熱で消えるペンや修正液・修正テープは不可です。
6. 個人で申請した奨学金についても、担当者には申請した旨を知らせてください。
7. 今後も順次さまざまな奨学生の募集があります。いずれも、クラス掲示、米原高校ホームページ、マチコミメールで連絡します。保護者・保護者等の皆様は、本校ホームページ、マチコミメールでご確認ください。